

未来 一 472

令和2年10月22日

秋田県地方独立行政法人評価委員会 委員長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



公立大学法人秋田県立大学の中期計画の変更認可について（諮問）

令和2年10月21日付け県大企一49で公立大学法人秋田県立大学理事長から申請のあった中期計画の変更認可について、地方独立行政法人法第78条第4項の規定に基づき、意見を求めます。

担当：あきた未来戦略課高等教育支援室

高等教育支援班 百目木

電話：018-860-1223

公立大学法人秋田県立大学の中期計画の変更認可について

高等教育支援室

1 変更に係る法律上の手続等

- 地方独立行政法人法において、地方独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、これを達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも、同様とされている。(法第26条第1項)
- また、知事が認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならないとされている。(法第78条第4項)

2 変更認可申請の内容等

(変更理由)

- システム科学技術研究科博士前期課程の専攻改組及び次世代農工連携拠点センター(仮称)の設置に関する学内の検討状況等を踏まえ中期計画の記載を改めるとともに、新たに「産学官共同電動化システム研究開発事業(地方大学・地域産業創生交付金)」における取組について中期計画に位置付ける必要がある。

(変更内容)

- 中期計画「Ⅱ 教育に関する目標を達成するための措置」の「2 教育の充実」「(2)大学院教育の充実①、②」、「Ⅲ 研究に関する目標を達成するための措置」の「1 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進①」及び「Ⅳ 地域貢献に関する目標を達成するための措置」の「1 県内産業の支援」「(1)産業振興への寄与①ア、エ」、「2 地域社会への貢献」「(2)地域課題解決・地域活性化への支援①」の所要の変更を行う。

3 認可についての考え方

- 法人から申請のあった変更認可申請の内容については、県の施策の方向性に合致し、中期目標で指示した事項を達成するために必要なものと考えられることから、認可が適当であると認められる。